破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４８号
奈良県橿原市上品寺町400番地の２
破産者　髙瀬　京子
１　決定年月日　平成24年６月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８４８号
札幌市白石区菊水２条３丁目２番３号
破産者　櫻井　勤也
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５６３号
札幌市北区新琴似６条１丁目５番32―２号　ＤＯＭＡ－Ｃ号
破産者　坪田　和之
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６６６号
札幌市北区新琴似10条13丁目12番23号
破産者　三鍋　真平
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２２号
仙台市青葉区八幡２丁目13番25号
破産者　中村伊久男
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２１号
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字南荒田41番地１、開始決定時の住所宮城県名取市上余田字千刈田1028番地の２
破産者　畑山　貞夫
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２２号
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字南荒田41番地１、開始決定時の住所宮城県名取市上余田字千刈田1028番地の２
破産者　畑山つや子
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２９号
仙台市青葉区八幡１丁目２番１号　グリーンハイツ八幡町201
破産者　阿部　正昭
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
仙台市青葉区小松島３丁目３番５―406号
破産者　嶋田　　誠
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
福井県鯖江市上野田町第16号１番地７
破産者　内田　高一
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４９号
福井県越前市千合谷町第25号44番地
破産者　山本　宗嗣（旧姓田村）
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６９号
福井県坂井市丸岡町八ツ口第47号35番地６
破産者　堀　　奉文
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４４号
福井県勝山市荒土町北新在家第15号14番地
破産者　小林富久三
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
福井県勝山市荒土町北新在家第15号14番地
破産者　小林　信子
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７号
長野県上田市国分326番地７、前住所東京都板橋区赤塚５丁目23番34―111号　第６シティハイム
破産者　大林　直人（旧姓菊地）
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第７７号
長野県佐久市新子田1785番地１
破産者　矢野　善仁
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第９７号
長野県小諸市丙825番地３　市営住宅754号
破産者　高野　武徳
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第２５１４号
愛知県小牧市大字北外山2042番地７　サンシャイン小牧口201号
破産者　鈴木　雄司
１　決定年月日　平成24年６月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部